

## 参 考 資 料

1. II章「解決すべき課題と解決を阻害する要因」  
に係る参考資料 .....<1>
2. 実証段階・実用段階にある技術を活用した  
復興・再生への取り組み事例 .....<7>

# 章「解決すべき課題と解決を阻害する要因」 に係る参考資料

平成24年12月14日

## 【参考】 - (1) ICTを活かした遠隔診療や地域医療連携の普及について

医師の不足や偏在(医師数不足、被災地外への医師の転居等)や医療機関の不足や偏在(医療施設の流出・倒壊、まちづくり計画の未決定や不動産価格の高騰に伴う再建場所確保の困難さ)等により、被災地の医療体制の再構築は進展せず。被災地の医師・医療機関の不足を補う一助と考えられるICTを活かした遠隔診療や地域医療連携について、引き続き普及に向かう対応を進めることが重要。

### ICTを活かした遠隔診療や地域医療連携の普及に関連する事項の例

#### 対応状況

厚生労働省局長通知(H9.12.24及びH15.3.31ならびにH23.3.31)による要件明確化。  
初診及び急性期疾患は、原則直接対面診療。

上記にかかわらず患者要請により患者及び家族に十分な説明を行った上で直接対面診療との組合せで、下記は可能。

- ア) 直接対面診療が困難で当面必要な診療を受けることが困難な場合(例えば、離島等で往來診に長時間・危険を伴う場合)
  - イ) 慢性期疾患で病状が安定しており遠隔医療で療養環境向上が認められるもの(例えば、在宅の酸素療法/糖尿病/ぜんそく/高血圧等の患者)
- 上記通達に「診療の実施責任は診療した医師等が負う」ことを明記。

震災後、被災地の対面診療が困難な患者は、上記ア)に該当する旨の事務連絡発出。

厚生労働省局長通達(H22.2.1)にて、電子カルテの外部業者による保存を認める。

厚生労働省が電子カルテの推奨仕様を呈示しており、医療機関間で一定の情報共有は可能。

広域的な医療情報連携基盤の先行運用システムは、大学病院などを地域中核病院に据えて構成。(平成23年度から香川県、広島県、島根県の3地域で実証実験を実施中。)

### 医師法の基本原則

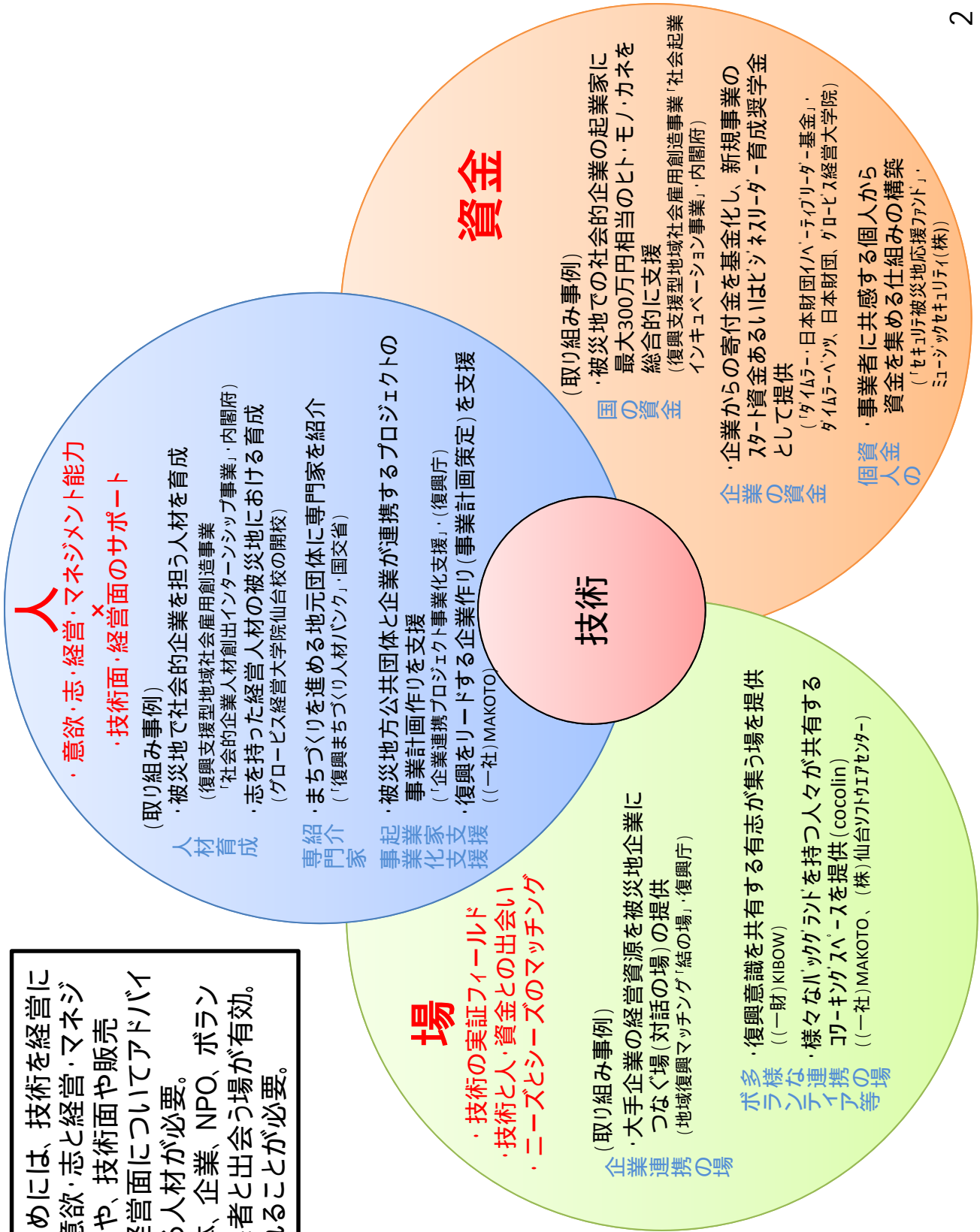
対面診療を基本とする  
医師法20条等

### 地域医療連携について

医療機関相互の医療情報の共有

# 【参考】 - (2) 技術の社会実装を実現するための「人」「場」「資金」の縁づくり

技術の社会実装のためには、技術を経営に活かす原動力となる意欲・志と経営・マネジメント能力を持つ人材や、技術面や販売ルート開拓も含めた経営面についてアドバイザーやサポートの出来る人材が必要。また、技術が、自治体、企業、NPO、ボランティアなど様々な関係者と出会う場が有効。さらに資金が確保されることが必要。



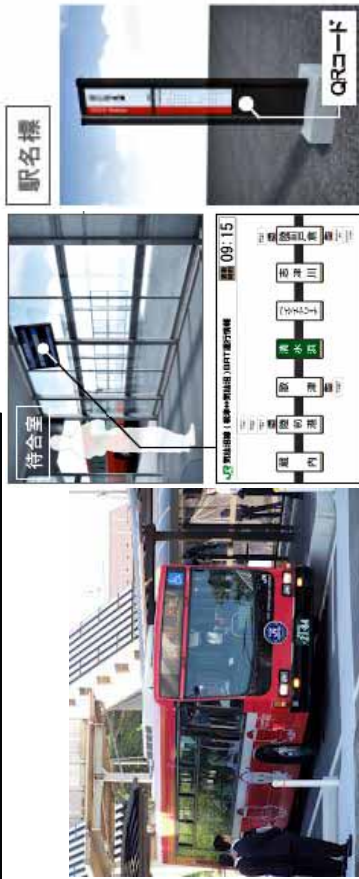
# 【参考】 - (3) 新たなまちづくりの促進への取り組み

被災地自治体は、復旧・復興の対応事務で人手不足の上に、今まで経験や蓄積の無かった分野の対応が必要となり、職員数や専門能力など、量・質の両面から、復興・再生に十分取り組むことが出来ない状況。

市街地・居住地復興のための事業規模 : 435地区\* (阪神・淡路大震災: 20地区の20倍以上)  
 【東日本大震災の被害の特徴(「復興の現状と取組」、平成24年11月27日、復興庁資料より)】

\*土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業の合計

## まちづくりに関わる取組事例



(出典:河北新報) JR東日本気仙沼線BRT\*  
 駅名票のQRコードを読み取ることにより、携帯電話等で運行状況の確認が出来、待合室においては運行状況を表示 (出典:JR東日本)

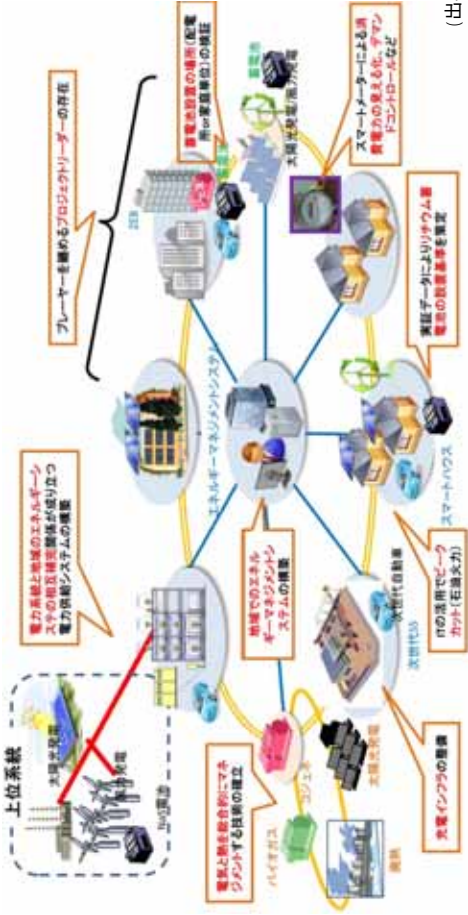
震災から1年5か月後の2012年8月に開通したBRT。ICT技術を利用したバスロケーションシステムが導入されている。複数自治体をまたがる交通インフラは調整を要する機関も多岐にわたる。( \*BRT: Bus Rapid Transit (バス高速度輸送システム) )



(出典:「防潮堤を勉強する会」HP)

「防潮堤を勉強する会」(宮城県気仙沼市)  
 ・再整備される防潮堤建設に対して、市民が自主的に行政関係者や学識経験者を招き勉強会を開催。

「まちづくり」の加速が復興のための大きな課題



(出典:経産省)

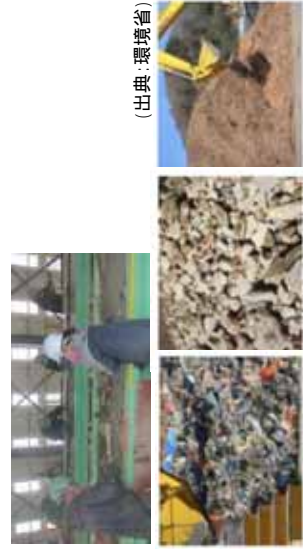
## 「スマートシティ」の構築

・多様な技術で構成されるスマートシティの構築を検討しようとしても、職員の技術蓄積が十分でなく、十分な対応が困難。また関連する行政組織が多岐にわたり、横断的なマネジメントが要求される。



## ガレキ処理

・膨大なガレキを可燃物、不燃物、木くずなどにコストと手間をかけて丁寧に分別。環境基準をクリアできたものに限って、復興事業への利活用を推進。



(出典:環境省)

可燃物 不燃物 木くず



# 【参考】 - (4) 除染作業の加速化に向けた取り組み-1

環境省では、除染の加速化及び不安解消に向けた対策を「除染推進パッケージ」として策定・公表。除染作業に関しては、関係府省が各々の専門分野を中心に研究や実験を進めながら、次頁の工程表をもとに取り組んでいる。

10/7 総理指示(檜葉町除染現場・仮置場御視察時)

- 福島の復興・再生の基盤となるのが除染。よりスピードアップする必要。
- 除染推進のパッケージの早急な策定を環境大臣に指示。

福島環境再生事務所への権限委譲 関係府省間の連携強化 除染進捗情報の住民への提供

### 除染推進パッケージ～除染の加速化及び不安解消に向けて～

除染の加速化に向けた対策	不安解消に向けた対策
<p><b>福島環境再生事務所への権限委譲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同意取得業務の民間委託拡充 除染人材の広域的確保</li> <li>○10月内に国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40～80名程度)</li> <li>○除染処置作業について、地元雇用の確保に配慮しつつ、ハローワークを通じた広域的な人材確保の推進</li> </ul> <p><b>補助金等の概算払いの実施</b> (11月から)</p> <p><b>除染と廃棄物処理の総合的な推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島環境再生事務所において、除染と廃棄物処理いずれの課題にも迅速に対応できるよう体制を整備</li> </ul>	<p><b>住民が利用する沢水などのきめ細かなモニタリング体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○10月内に地元の要望を聞き、モニタリング体制構築を図る</li> </ul> <p><b>除染効果の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○除染の実施前・実施後のデータをわかりやすく取りまとめ、除染情報サイト等で発信を開始(11月中)</li> </ul> <p><b>除染進捗情報の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○除染情報サイトを改定し、除染に着手した市町村ごとの進捗状況(施設数、面積等)の発信を開始(11月中)</li> </ul> <p><b>除染に関するリスクコミュニケーション強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出張講座等体制(80人程度)を10月内に構築</li> <li>○除染情報プラザの機能を活用し、健康影響に関するセミナーを開催等</li> <li>○ハンドブック・読本を10月内に作成</li> </ul>

※インフラ復興担当課長会議、常磐自動車道の放射線対策検討会合同チーム、避難指示区域外におけるJR常磐線復興に向けた地計チーム、避難12市町村ごとの円滑な復興に向けた復興・復興体制における連携チーム、森林除染に関するワーキングチーム等。また、避難指示解除復興計画・環境省等関係府省間の連携強化を図る。

**住民の不安解消を図りながら、除染をさらに加速化**

# 【参考】 - (4) 除染作業の加速化に向けた取り組み- 2

